

1

2

3

4

5

6 滋賀県配偶者等からの暴力の防止および

7 被害者の保護等に関する基本計画(原案)

8

9

10

11

12

13

14

15 令和7年(2025年)●月

16 滋 賀 県

17

1	目次	
2	第1章 計画策定に関する基本的な考え方	1
3	1 計画策定の趣旨	1
4	2 計画の性格	1
5	3 計画の期間	1
6	4 「SDGs」および「すまいる・あくしょん」との関係	2
7		
8	第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題	3
9	1 相談の状況	3
10	2 一時保護の状況	10
11	3 法律相談の実施状況	11
12	4 保護命令制度の申立状況	11
13	5 DVに関する県民意識	12
14	6 国の制度の動向など社会情勢の変化	14
15	7 DVをめぐる課題の整理	15
16		
17	第3章 基本理念	17
18		
19	第4章 具体的施策の推進	18
20	1 施策の柱	18
21	2 主な取組	19
22	施策の柱1 DVの未然防止と早期発見	19
23	施策の柱2 相談体制の強化	22
24	施策の柱3 被害者の安全確保および保護体制の充実	25
25	施策の柱4 被害者の生活の安定に向けた切れ目のない支援	28
26	施策の柱5 子どもの安全・安心を確保する支援	31
27	施策の柱6 関係機関・団体等への支援と連携	33
28	数値目標一覧	35
29		
30	第5章 計画の推進に向けて	36
31	1 行政、関係機関、県民の果たす役割	36
32	2 計画の推進体制	36
33	3 点検評価・進行管理・計画の見直し	37
34		

第1章 計画策定に関する基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等¹からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。))は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害です。また、外部からの発見が困難な家庭内において行われることが多いことから潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いため、周囲が気付かないうちに被害が深刻化する特性を有しています。

さらに、DVは子どもに対して心理的外傷を与えるなど深刻な影響をもたらすため、「児童虐待の防止等に関する法律」では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」は、「児童虐待」であると定義されています。DVは子どもに対する心理的な虐待となりますが、それに留まらず、加害者の暴力が子どもにも向かうことで身体的虐待となったり、心身に傷を負った被害者²が子どもの養育を放棄してしまうなど、虐待がより重篤化することが懸念されます。

こうしたことから、一人ひとりがDVへの正しい理解を深め、社会的な問題として捉え、通報、広報啓発、相談、一時保護、保護命令制度の利用についての援助、被害者の自立支援等に至るまで広範多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

本県においては、平成16年(2004年)に国が定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、平成19年(2007年)2月に「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」を策定し、これまで改定を行いながら、DVの防止と被害者の適切な保護および自立支援にかかる取組を進めてきました。

今般、現行計画期間の満了を迎えることに併せて、令和4年(2022年)5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や令和5年(2023年)5月に一部改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)の内容を踏まえ、新たな計画を策定します。

2 計画の性格

DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画

3 計画の期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間

※国における基本方針の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

¹ 【配偶者等】

DV防止法第1条第3項に定める「配偶者(婚姻の届出をした夫婦の一方だけでなく、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者も含む。)」のほか、生活の本拠を共にしない交際相手等も含む。

² 【被害者】

配偶者等からの暴力により身体的または精神的な苦痛を受けている人。

4 「SDGs」および「すまいる・あくしょん」との関係

「SDGs」

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27年(2015年)に、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、令和12年(2030年)までによりよい世界をめざすために取り組むべき目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の行動目標と169のターゲットが定められています。

本計画では、17の行動目標のうち主に以下の行動目標に関する施策を展開し、SDGsの目標達成に貢献します。

	質の高い教育を みんなに		ジェンダー平等を 実現しよう		人や国の不平等 をなくそう
	住み続けられる まちづくりを		平和と公正を すべての人に		

「すまいる・あくしょん」

「すまいる・あくしょん」とは、本県の小・中学生、高校生、大学生等31,320人の子どもたちの声をもとに作成した子どもの笑顔を増やすための滋賀発の新しい行動様式です。ウィズコロナ、ポストコロナを見据え、子どもが自分自身のために行動できると、子どもが必要としていることに対して大人が行動することの2つの視点があります。

本計画では、以下の7つの「あくしょん」の視点で支援を行います。



第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題

1 相談の状況

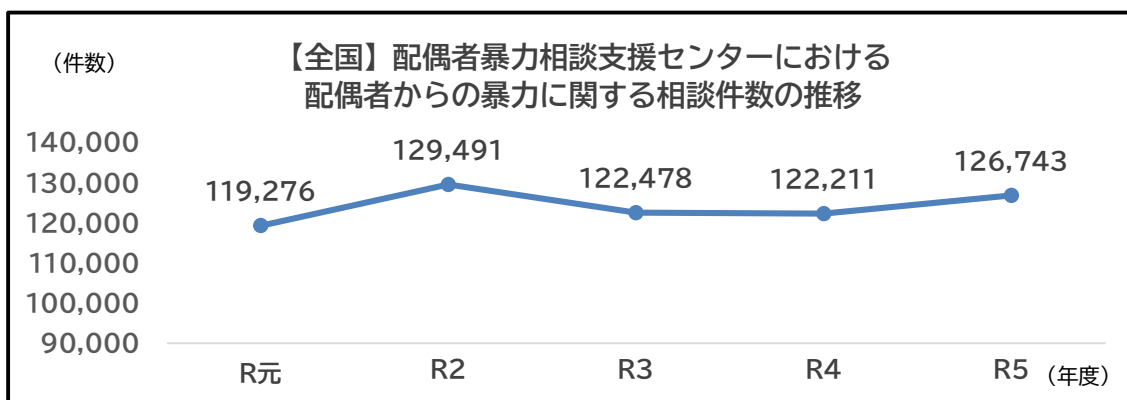
(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力に関する相談件数

全国の配偶者暴力相談支援センター³における配偶者からの暴力に関する相談件数は、令和5年度(2023年度)は126,743件であり、令和4年度(2022年度)と比較すると4,532件増加(+3.7%)しています。

県内3か所の配偶者暴力相談支援センター(子ども家庭相談センター⁴(中央、彦根)、男女共同参画センター“G-NETしが”)における令和5年度(2023年度)の配偶者からの暴力に関する相談件数は1,337件であり、令和4年度(2022年度)と比較すると243件増加(+22.2%)しています。

なお、男女別にみると、全国においては、女性からの相談が123,274件(97.3%)、男性からの相談が3,340件(2.6%)となっています。

本県においては、女性からの相談が1,312件(98.1%)、男性からの相談が25件(1.9%)となっています。



(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」から作成)



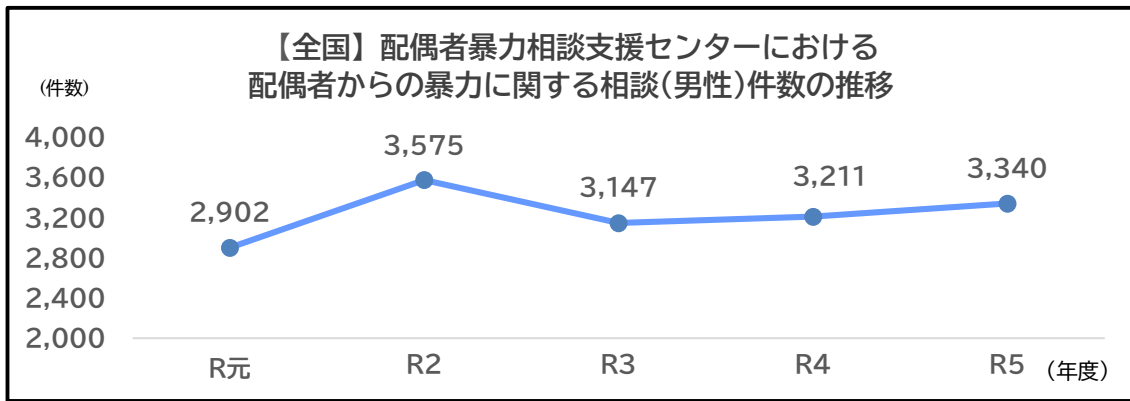
(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成)

³ 【配偶者暴力相談支援センター】

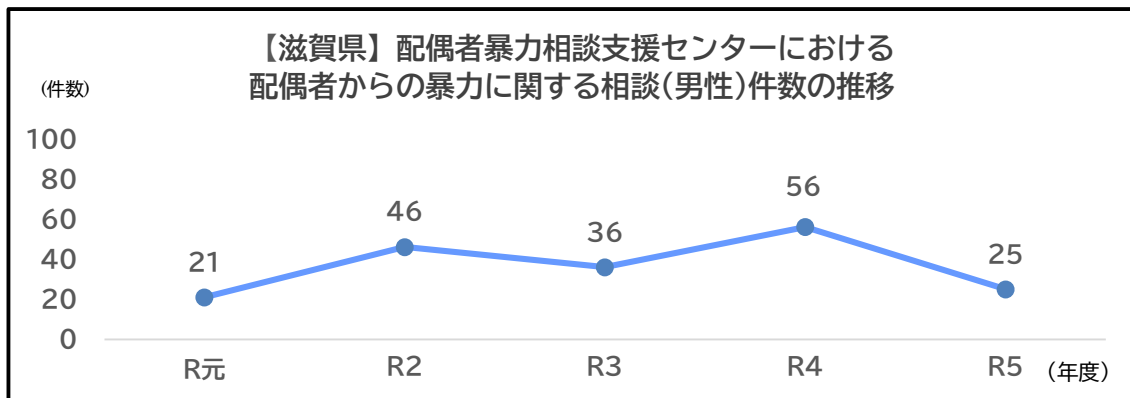
DV防止法第3条により、①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行う機関。令和6年(2024年)4月1日現在で全国に316か所設置されている。

⁴ 【子ども家庭相談センター】

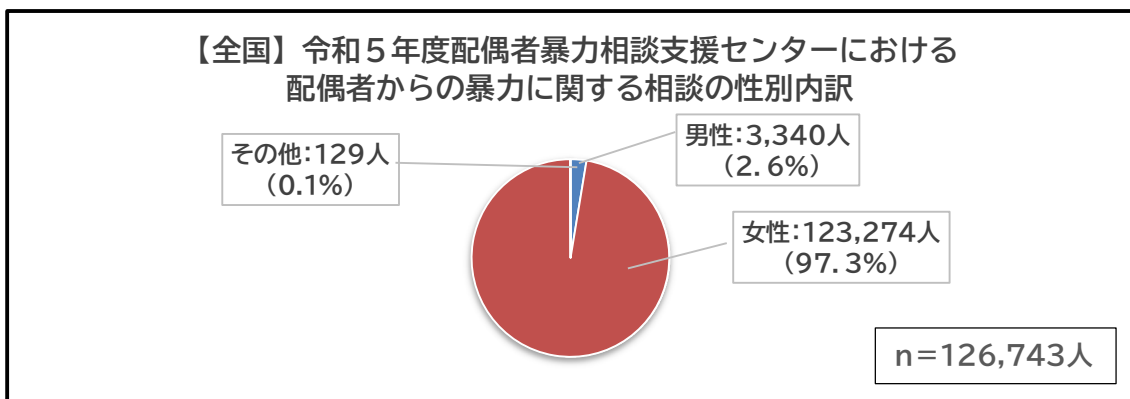
児童福祉法第12条により市町と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他の相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことにより子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的とする施設。



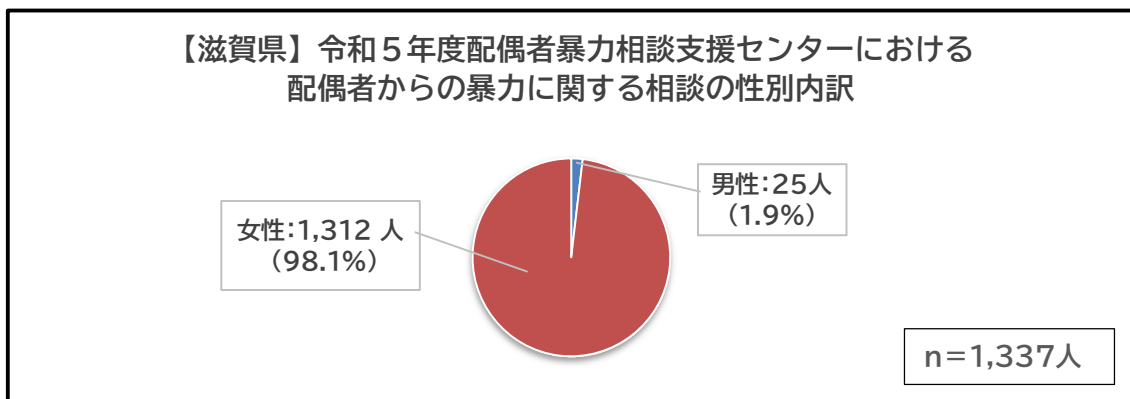
(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」から作成)



(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成)



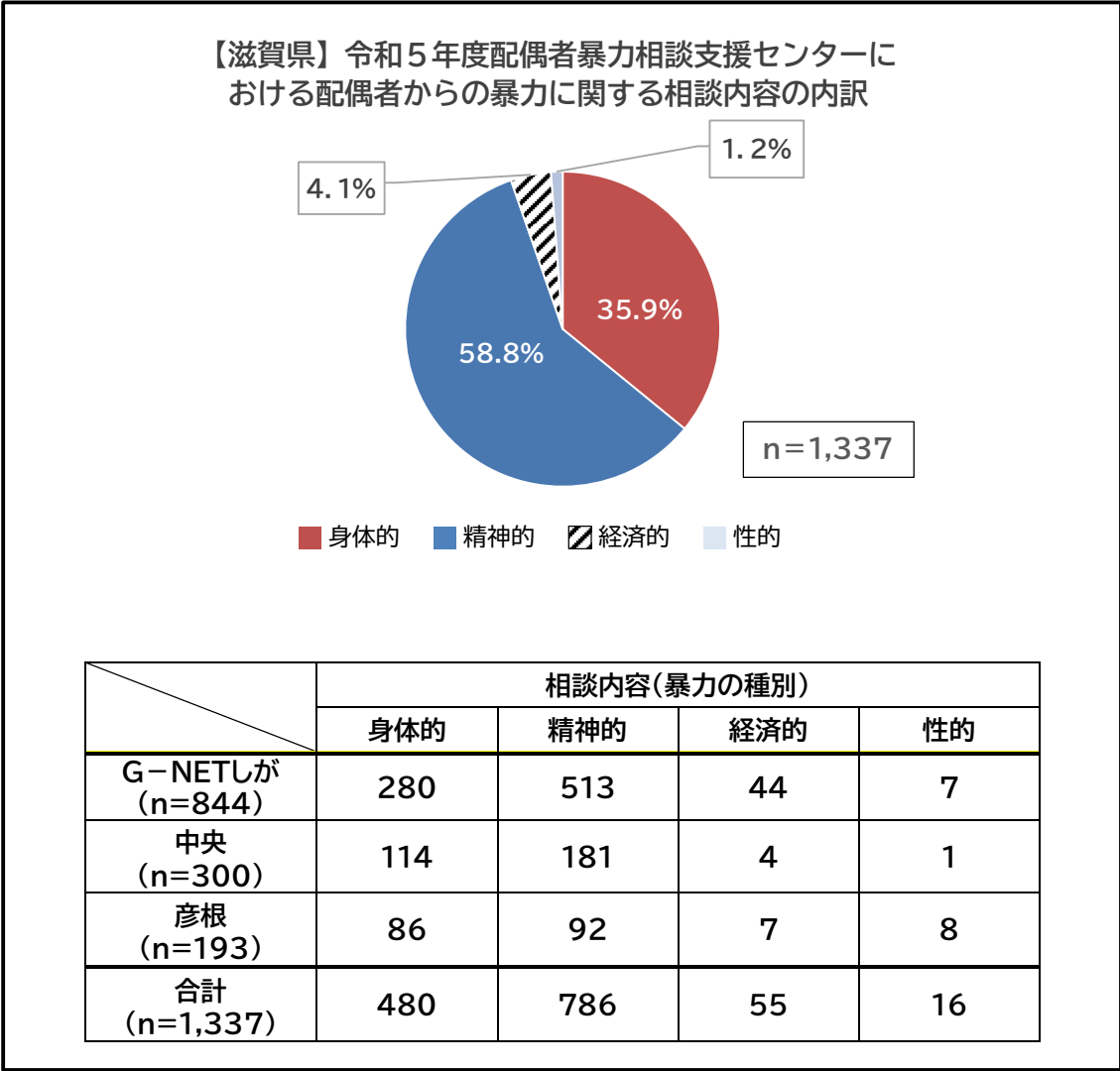
(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」から作成)



(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成)

【滋賀県】配偶者暴力相談支援センターごとの相談件数の推移			
(センター) (年度)	G-NETしが	中央	彦根
R 5年度	844	300	193
R 4年度	727	259	108
R 3年度	699	288	85
R 2年度	722	260	103
R 元年度	562	262	105

(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成)



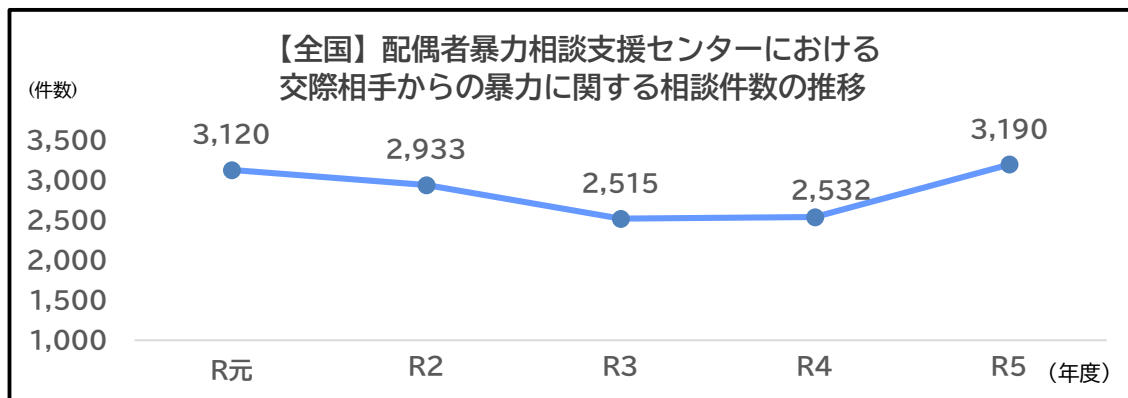
(子ども家庭支援課調べ)

(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける交際相手からの暴力に関する相談件数

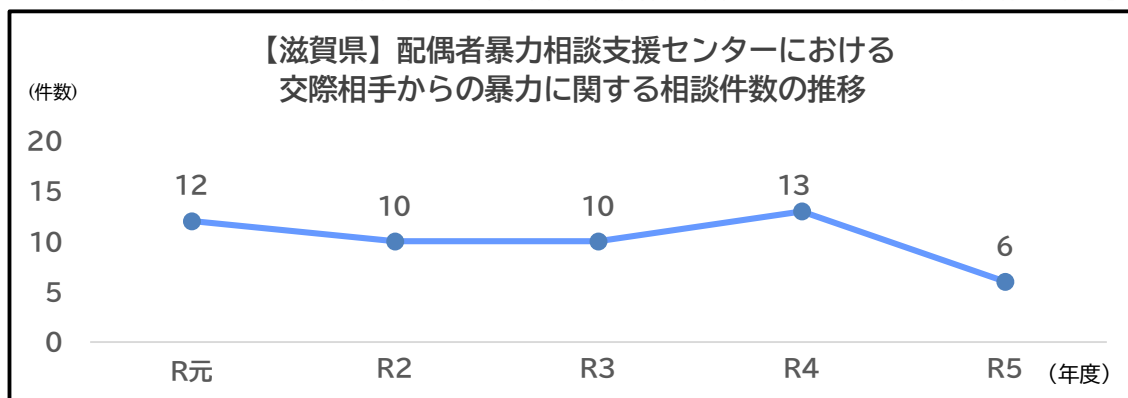
全国の配偶者暴力相談支援センターにおける交際相手からの暴力に関する相談件数は、令和5年度(2023年度)は3,190件であり、令和4年度(2022年度)と比較すると658件増加(+26.0%)しています。

本県においては、令和5年度(2023年度)の相談件数は6件であり、令和4年度(2022年度)と比較すると7件減少(▲53.8%)しています。

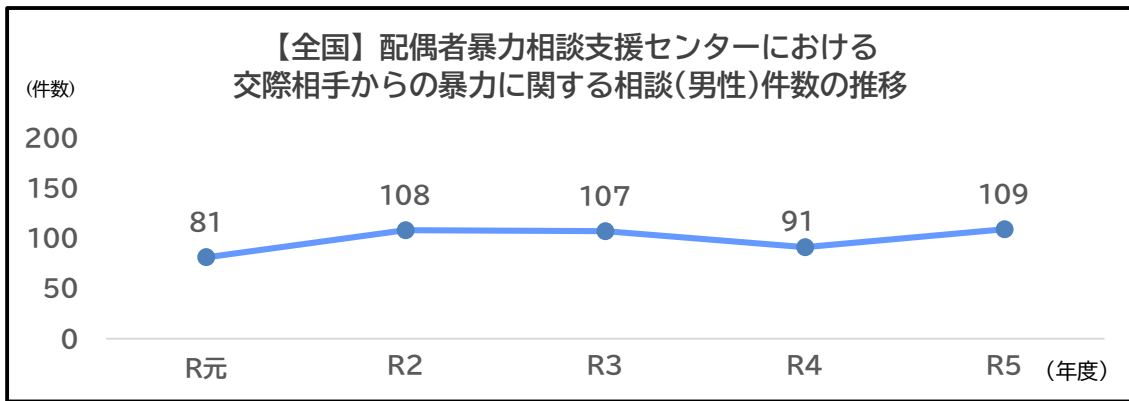
なお、交際相手からの暴力に関する相談(男性)件数は、全国においては109件で、本県においては1件となっています。



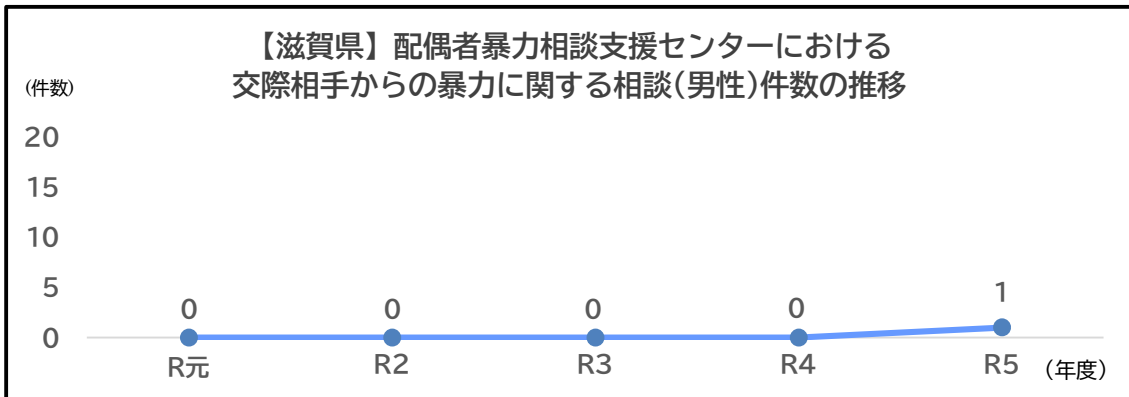
(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」から作成)



(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成)



(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」から作成)

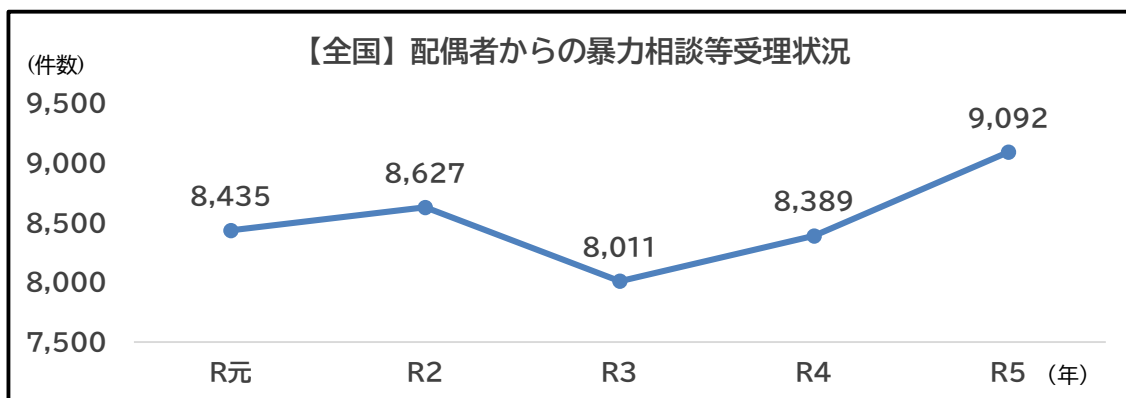


(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成)

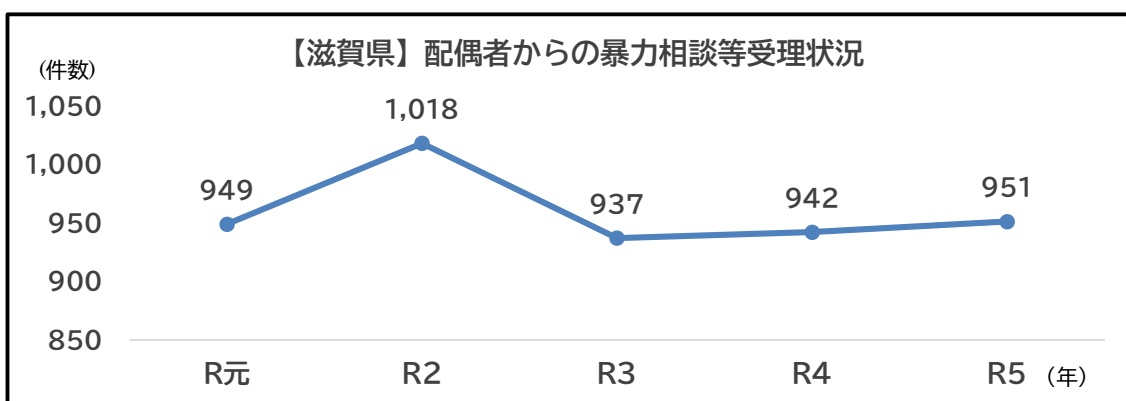
(3) 警察における相談件数

全国の警察における配偶者からの暴力相談等受理件数は、令和5年(2023年)は9,092件であり、令和4年(2022年)と比較すると703件増加(+8.4%)しています。

本県においては、令和5年(2023年)の相談件数は951件であり、令和4年(2022年)と比較すると9件増加(+1.0%)しています。



(警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」より)

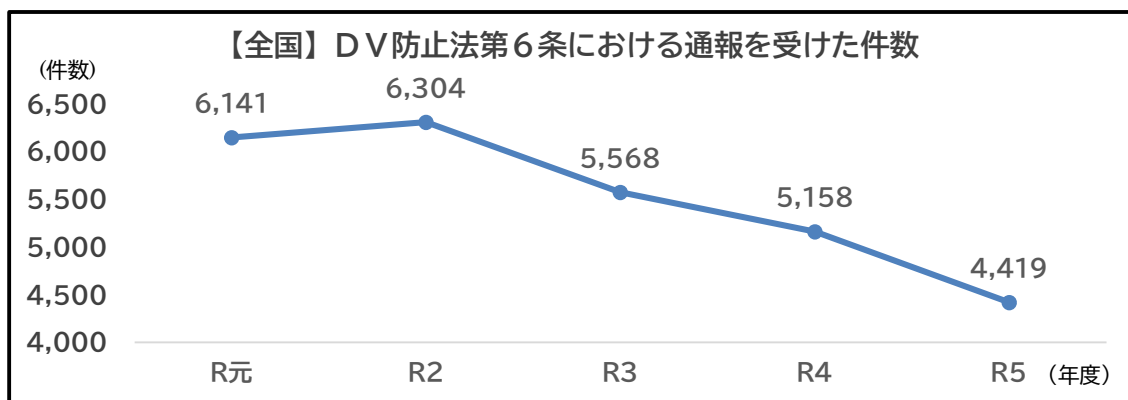


(滋賀県警察本部「令和5年における犯罪情勢について」より)

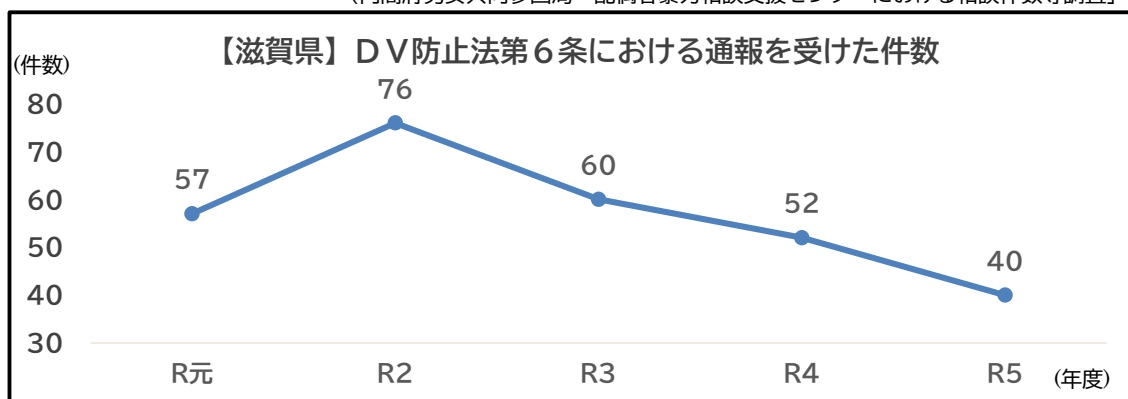
(4) 配偶者暴力相談支援センターへの通報件数

全国の配偶者暴力相談支援センターで受け付けた通報件数⁵は、令和3年度(2021年度)以降減少傾向であり、令和5年度(2023年度)は4,419件となっています。

県内の配偶者暴力相談支援センターで受け付けた通報件数は、令和3年度(2021年度)以降減少傾向であり、令和5年度(2023年度)は40件となっています。



(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」から作成)



(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成)

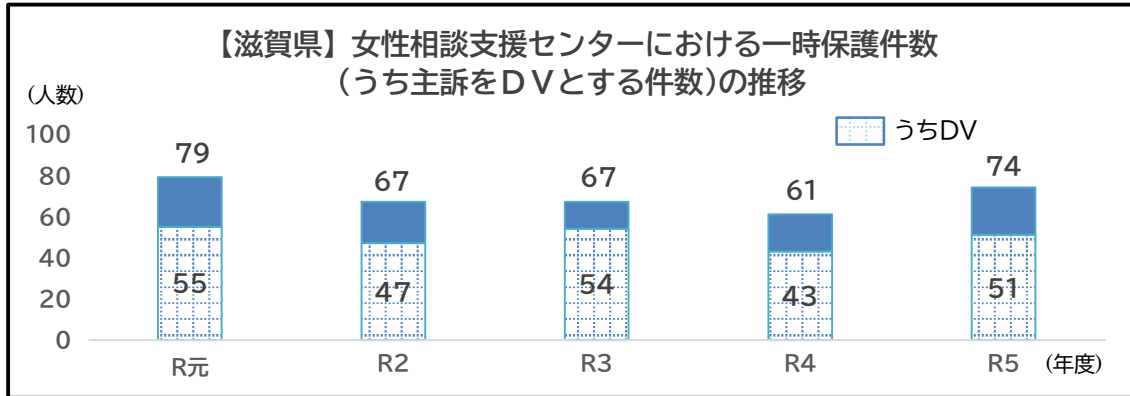
⁵ 【配偶者暴力相談支援センターへの通報件数】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第6条に該当する者(当事者以外の第3者)からの通報件数。

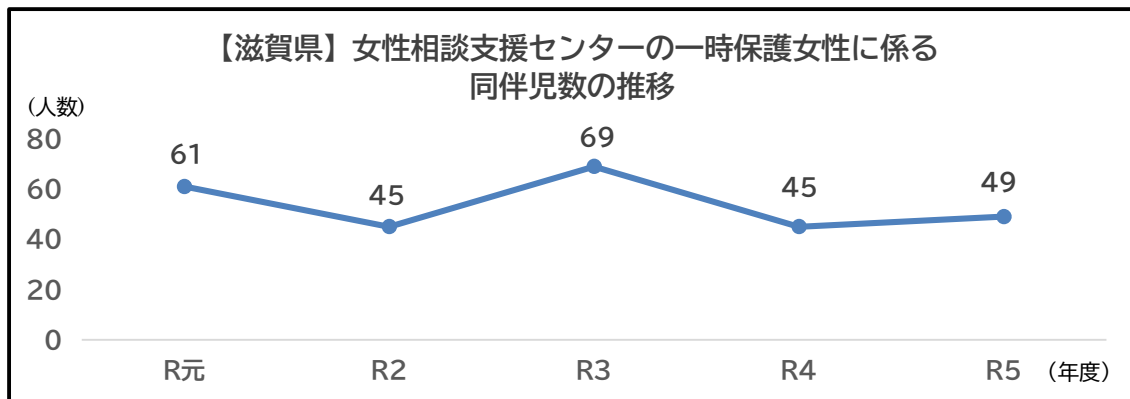
2 一時保護の状況

県内の女性相談支援センターにおいて一時保護された女性のうち、DVを主訴とする割合は高い傾向にあり、令和5年度(2023年度)、総数74人のうちDVを主訴とする女性は51人で全体の68.9%を占めています。

また、同伴児⁶の人数について、県においては、令和5年度(2023年度)は49人となっています。



(子ども家庭支援課調べ)

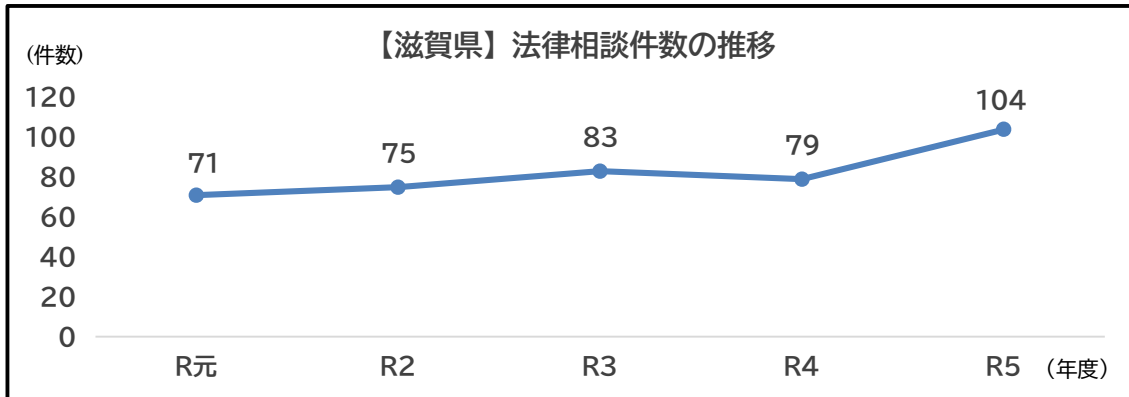


(厚生労働省「婦人保護事業実施報告」に対する滋賀県の回答状況から作成)

⁶ 【同伴児】
被害者と共に一時保護している子ども。

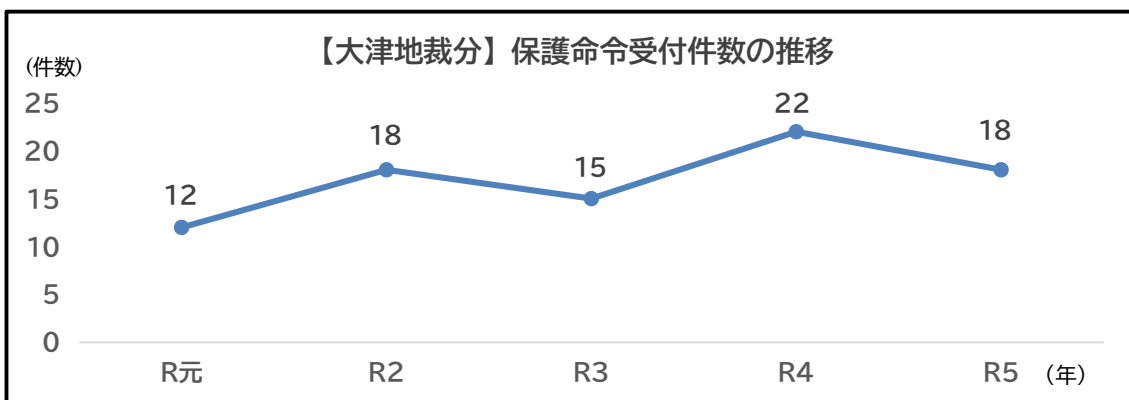
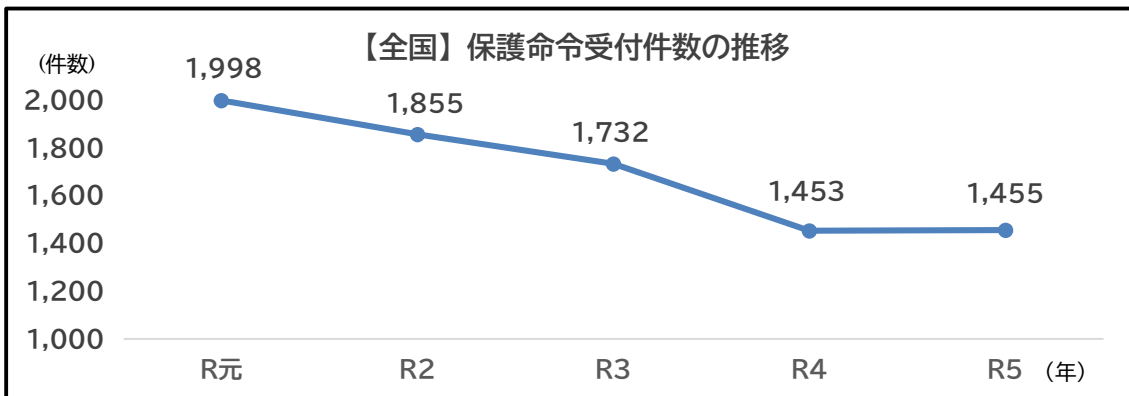
3 法律相談の実施状況

県内の配偶者暴力相談支援センターで受け付けた令和5年度(2023年度)の法律相談の件数は104件であり、令和4年度(2022年度)から25件の増加となっています。



4 保護命令制度の申立状況

被害者は、加害者から危害を加えられることを防ぐために、保護命令⁷を申請することができます。令和5年(2023年)の保護命令受付件数(大津地方裁判所受付分)は18件となっています。



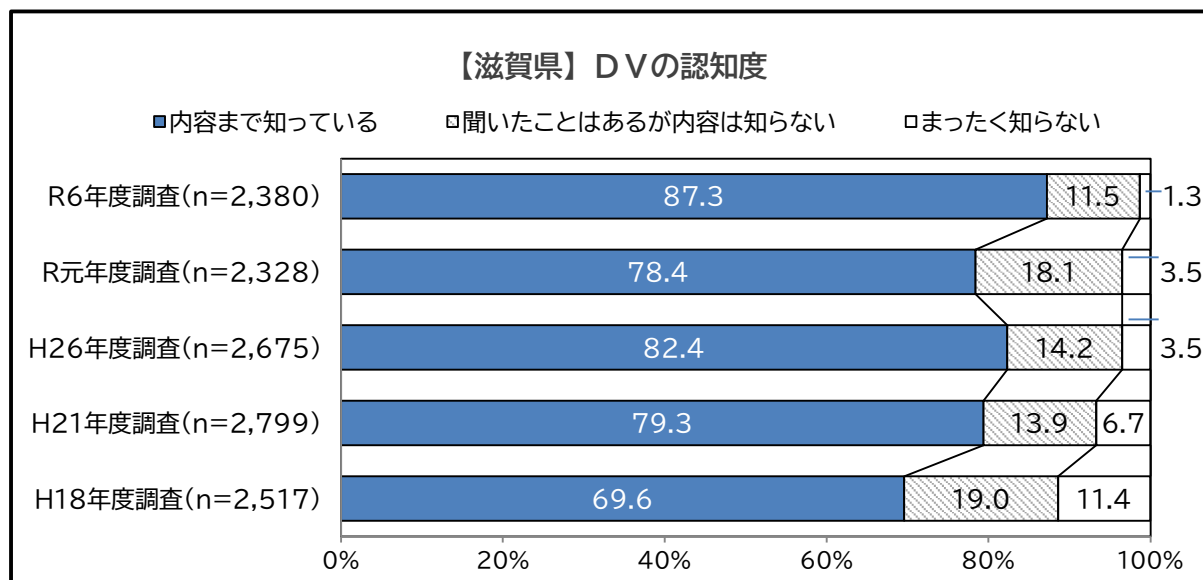
⁷ 【保護命令】

被害者が加害者からの暴力により、その生命または心身に、危害を受けるおそれ大きい時に発せられる。被害者への接近禁止命令、電話等禁止命令、被害者の同居の子や親族等への接近禁止命令、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令がある。

5 DVに関する県民意識

(1) DVの認知度

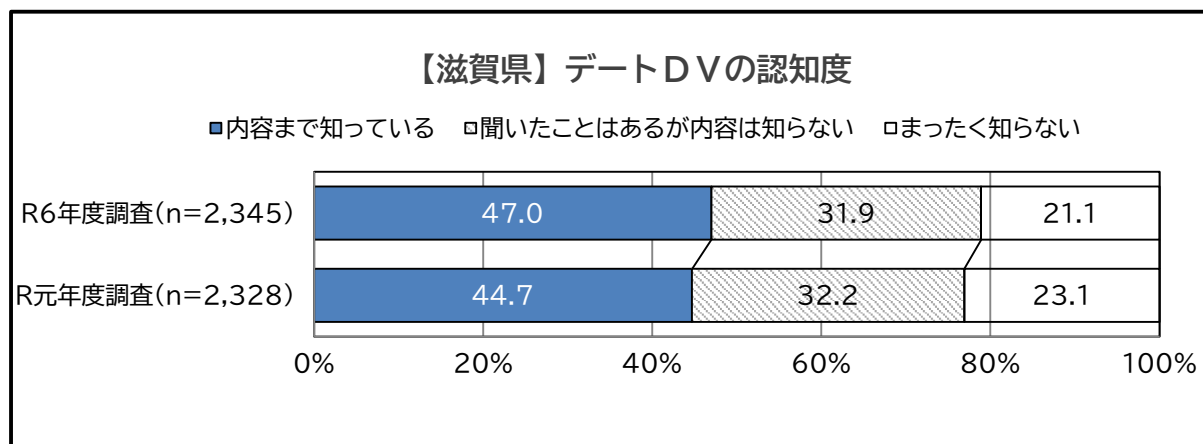
「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」では、DVについて「内容まで知っている」と回答した人は、87.3%であり、前回調査の結果と比較すると、8.9ポイント増加しています。また、1.3%の人は「まったく知らない」と回答しています。



(令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

(2) デートDVの認知度

デートDV⁸について、「内容まで知っている」と回答した人は47.0%であり、前回調査と比較すると、2.3ポイント増加しているものの、半数以上の人々が、デートDVについて、「聞いたことはあるが内容は知らない」「まったく知らない」と回答しています。



(令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

⁸ 【デートDV】

婚姻をせず、同居もしていない交際相手からの暴力。身体的な暴力だけでなく、傷つく言葉を言うなどの精神的暴力や性的暴力、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するといったものも含む。

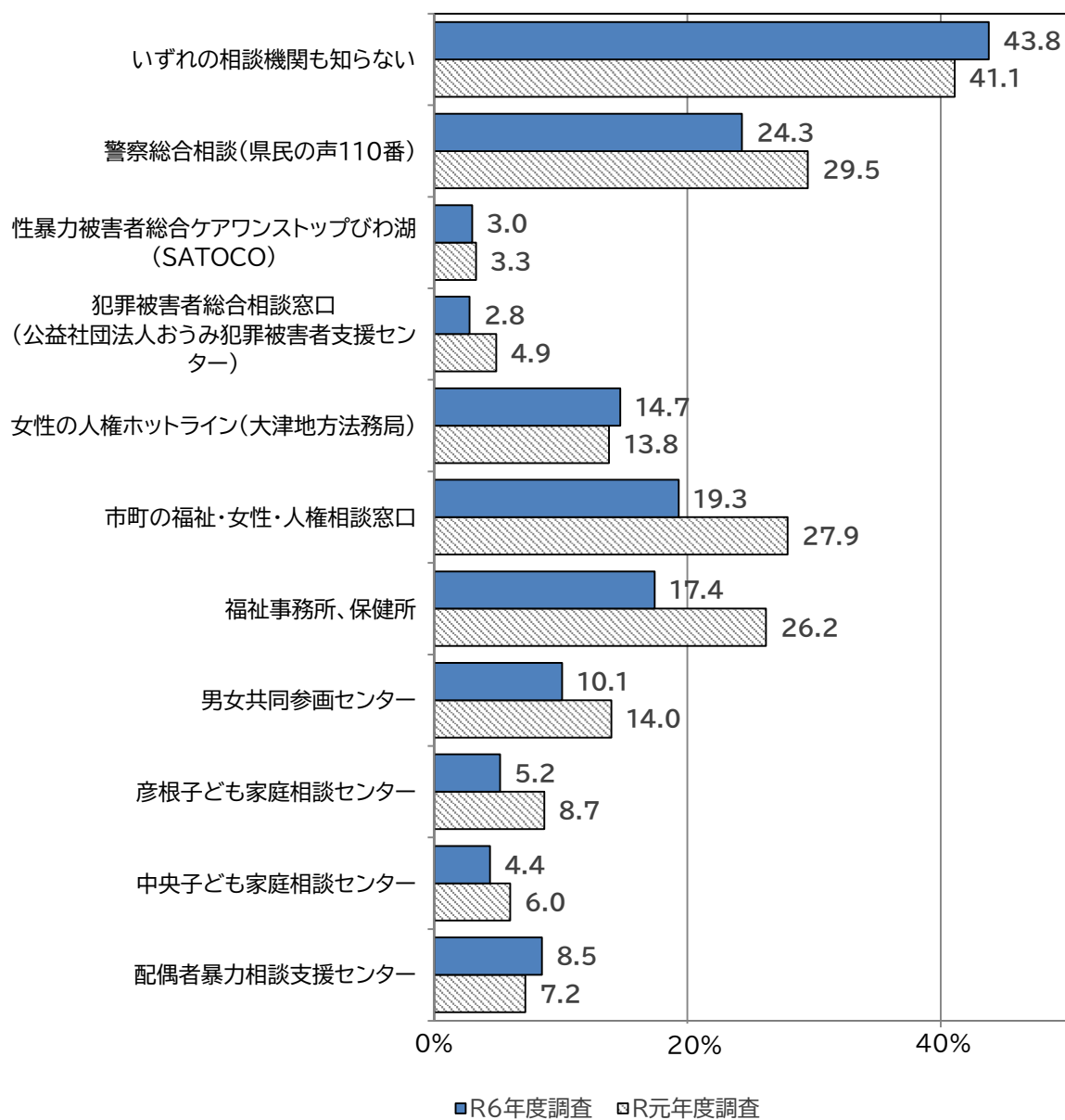
(3) DV相談機関の認知度

DVの相談機関の認知度について、警察総合相談が最も高く、24.3%となっています。

一方、配偶者暴力相談支援センターの認知度は8.5%で、男女共同参画センター“G－NETしが”は10.1%、中央子ども家庭相談センターは4.4%、彦根子ども家庭相談センターは5.2%となっています。

また、「いずれの相談機関も知らない」と回答した人は43.8%で、前回調査より2.7ポイント増えています。

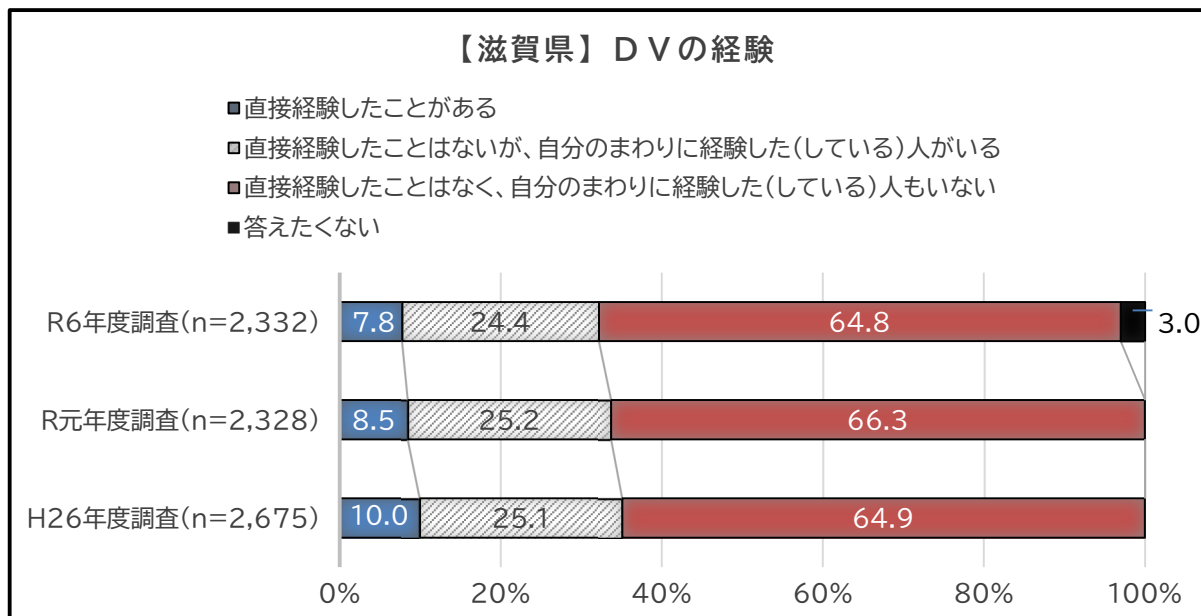
【滋賀県】DV相談機関の認知度



(令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

(4) 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力の経験について

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる身体的・精神的・性的暴力(DVおよびデートDV)について、「直接経験したことがある」と回答した人は7.8%となっており、前回調査と比べて0.7ポイント減少しています。



(令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

6 国の制度の動向など社会情勢の変化

令和6年(2024年)4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

(法改正の主な内容)

- 国が定める基本的な方針および都道府県が定める基本的な計画の記載事項の拡充
- 関係者による情報交換および支援内容の協議を行う協議会に関する規定の創設
- 保護命令の期間の伸長や接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大等の保護命令制度の拡充

7 DVをめぐる課題の整理

(1) DVを許さない社会の実現

- 県内の中学校および高校を対象に行った「DVおよびデートDV防止啓発に関する授業等の実施状況に関する調査」においては、学校により授業の実施状況に差がある状況が明らかになりました。DVを未然に防止し、加害者にも被害者にもならないためには、幼少期からの予防教育や啓発が重要であることから、教育や啓発の機会を促進することが必要です。
- DV被害の性質(行動の監視・制限等)を踏まえると、関係機関だけではなく、被害者が普段生活するなかで訪れるような場所での啓発が効果的です。しかし、各市町や警察署、病院といった関係機関に留まっているため、企業・団体等とも連携した予防啓発に積極的に取り組むことが必要です。
- DVの発生をなくすためには、加害者への取組が不可欠ですが、相談を受けるに留まっているため、再発防止に向けた取組が必要です。

(2) 早期発見・相談体制の強化

- 「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」において、DVの相談先を知っている県民の割合は56.2%でした。また、デートDVについて、「内容まで知っている」と回答した人は47.0%でした。こうした状況から、企業・団体等と協力し、県民に対する啓発の一層の推進が必要です。
- 令和5年度(2023年度)の本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数のうち、男性からの相談件数は25件(1.9%)であり、割合としては少ない状況ですが、DVは性別を問わず発生するものであるため、男性被害者の早期発見を目指して、男性相談窓口の周知が求められます。
- 障害者や高齢者、外国人である被害者からの相談の増加や、面前DVの増加等、ケースの複雑化・多様化が進むなか、一人ひとりの状況に応じて適切に対応するために、関係機関との綿密な連携や相談員の質の向上に向けた取組が必要です。

(3) 被害者の安全確保および保護体制の充実

- 幅広いニーズを持つ被害者の増加に伴い、個々の心身の状況に応じて適切に保護するため、引き続き関係機関と連携を図るとともに、多様な一時保護受入れ先の確保等、支援の強化に向けた取組の推進が必要です。
- 男性被害者からの相談もあるなかで、男性被害者を保護する場所がないことが課題となっています。男性被害者の保護についてニーズ調査を含むあり方の検討が必要です。

- 配偶者等から暴力を受けるという不安が解消され、被害者が安全に安心して暮らすためには、司法・行政手続に関する支援など様々な支援が必要です。そのため、保護命令制度を利用し、被害者が安全に安心して生活するための支援につながるように、DV防止法改正による保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲拡大等に応じた相談員の対応力の向上や各関係機関との連携が必要です。

(4) 被害者への切れ目のない支援

- 被害者の自立にあたっては、経済的側面だけでなく精神的側面からの支援も重要です。
- 一時保護解除後の生活拠点の確保に向け、被害者の状況に応じた支援が必要です。
- 一時保護解除後の就業支援を必要とする被害者が多くいるなか、母子家庭等就業・自立支援センターとDV対応機関における更なる連携が必要です。
- 「令和5年度ひとり親家庭等生活実態調査」において、母子家庭の母が養育費の取り決めをしなかった理由として「相手から身体的・精神的暴力を受けたから」が20.6%であることが明らかになりました。生活の安定を図るためにも、DV被害者が安心して養育費を請求できる環境を整える必要があります。

(5) 子どもの安全・安心を確保する支援

- 面前DVが増加していることから、配偶者暴力相談支援センターは、子ども家庭相談センターをはじめとする各関係機関とより一層の連携を目指す必要があります。
- DV対応と児童虐待対応の相互理解を目指した研修においては、研修参加者に偏りがある状況です。研修等の効果的な実施により、児童福祉主管課や、生活保護主管課等幅広い機関においてDV被害者への支援を学ぶ機会を設けることが必要です。

(6) 関係機関・団体等への支援と連携、協力

- DV防止対策には、未然防止、早期発見、早期対応、緊急時における安全確保、一時保護、自立支援が重要です。そのためには、県、市町や関係機関、企業・団体等が、連携協力体制の充実を図り、社会全体で効果的なDV防止対策を推進していくことが必要です。
- 県内の全市町において、DV防止法に基づく基本計画が策定されるよう、引き続き策定に向けた働きかけが必要です。
- DV防止法の改正を踏まえ、県および市町において、法定協議会の設置が必要です。

第3章 基本理念

DVを重大な人権侵害と捉え、

一人ひとりの人権を擁護し、互いを尊重する社会の実現

目指す社会

1 DVを許さない社会

2 DV被害者と子どもが適切な支援を受け、安全・安心に暮らせる社会

3 DV被害者が自立し、幸せを実感できる社会



第4章 具体的施策の推進

1 施策の柱

これまでの課題を踏まえたうえで、以下の6項目を施策の柱として、取組を実施します。

施策の柱1 : DVの未然防止と早期発見

施策の柱2 : 相談体制の強化

施策の柱3 : 被害者の安全確保および保護体制の充実

施策の柱4 : 被害者の生活の安定に向けた切れ目のない支援

施策の柱5 : 子どもの安全・安心を確保する支援

施策の柱6 : 関係機関・団体等との連携

2 主な取組

施策の柱1 DVの未然防止と早期発見

<基本目標>

DVに関する様々な啓発に取り組み、未然に防止するとともに早期に発見します

<施策の方向性>

関係機関、企業等と連携して啓発等に取り組みます

(1) 人権教育・未然防止啓発の推進

① 人権教育・啓発の実施

- 「DVは重大な人権侵害であるとともに、命にかかわる犯罪である」という認識を高め、すべての人の人権が尊重された豊かな社会の実現を目指して、広報、啓発の充実に取り組みます。
- DVが同性の交際相手との間でも起こり得ることの周知啓発を行います。
- 「自分の行為がDVなのかもしれない」と気づけるよう、広報啓発や様々な機会を通して働きかけます。
- 地域や学校、家庭等において、人権教育、DV防止および男女共同参画の理解を深めるための教育・学習が実施されるよう、啓発を行います。

② 若年層に対する未然防止に向けた教育の充実

- DV未然防止のための啓発資材の周知に努めるとともに、子どもの発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて、男女が互いに相手の人格を尊重し、暴力を許さない態度等を育成できるよう取り組みます。
- SNSを用いた執拗なメッセージ送信、個人ページへの書き込み、アプリを利用した居場所の特定など、SNS等の利用に潜む危険性を周知し、正しい知識の習得を促します。
- 学校等において、生命の大切さを実感する体験学習、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に着け、健康管理を行うように促すプレコンセプションケア⁹に関する教育、啓発に取り組みます。

⁹ 【プレコンセプションケア】

女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組。

- 教職員等がデートＤＶに関する理解を深め、知識を習得できる研修を実施します。

③ 民間団体や企業等との連携

- 民間団体や企業等と連携し、ＤＶを未然に防止するための広報啓発を実施します。
- 被害者の目に留まりやすく、情報を自然に入手しやすい場所での啓発を行うために、県内の病院、公共トイレなどのほか、美容院やコンビニエンスストア、ショッピングセンターなどさまざまな民間団体や企業等と連携し、カードやリーフレットの配架を依頼します。
- ＤＶと密接に関係する児童虐待事案が増加していることも踏まえ、「女性に対する暴力をなくす運動」¹⁰と「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」¹¹を一体的に実施するなど相乗効果を上げるとともに、民間団体や企業等に対しても啓発の協力を促します。

④ 多様な手段や媒体による啓発の推進

- 「犯罪被害者週間」¹²や「女性に対する暴力をなくす運動」、「若年層の性暴力被害予防月間」¹³の期間等を通じて、若年層をはじめ、あらゆる世代を対象に、ＤＶおよびデートＤＶの防止や被害者への支援について啓発等を行います。
- 関係団体と連携し、外国語に翻訳したＤＶ防止啓発カードやリーフレット、点字カード等を作成することで、外国人や障害者に対する啓発に取り組みます。
- ＤＶに関する正しい理解を促進するために、リーフレットや配信動画等の様々な媒体を用いた啓発に取り組みます。

¹⁰ 【女性に対する暴力をなくす運動】

毎年11月12日～11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報啓発活動が全国的に実施される。

¹¹ 【オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン】

こども家庭庁では毎年11月に家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施することとしている。

¹² 【犯罪被害者週間】

「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日～12月1日)を指す。集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉または生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的としている。

¹³ 【若年層の性暴力被害予防月間】

政府は、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとしている。

（２）早期発見・通報体制の強化

① 被害の早期発見・通報のための広報・啓発

- 被害者を発見した場合、被害者から相談があった場合の通報先や対応などについて、パンフレットやホームページ、SNSなどの様々な広報媒体を通じて広く周知します。
- 子どもの育ちや子育てなどの機会を通じて発見しやすい立場にある医療機関や市町保健センター、地域子育て支援拠点、学校などへDV防止啓発カードやリーフレットを配布し、被害者の早期発見や通報につなげます。
- 被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対する被害者対応リーフレットを作成し、医療関係者からの通報を円滑に進めるとともに、滋賀県医師会等に対して協力を求め、被害者の発見・通報への理解促進を図ります。
- 男性被害者の支援につなげるために、男性相談窓口の周知を図る啓発活動に取り組みます。

② 各種相談窓口との連携

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者を早期に発見し、早期に対応するため、県・市町の児童虐待相談担当課、子育て相談担当課や医療機関等と連携を進めています。
- 配偶者暴力相談支援センターは、被害を受けた障害者や高齢者を早期に発見し、適切な支援を実施できるよう、県・市町の障害者担当課、高齢者担当課や地域包括支援センター¹⁴等と連携を進めています。

③ 通報に対する適切な対応

- 配偶者暴力相談支援センターは、通報があり、被害者に危害が及ぶと考えられる場合、警察や市町、福祉事務所と連携・協力のうえ、速やかに一時保護を実施するなど、適切な対応を行います。
- 警察は、加害者の検挙のほか、加害者への指導警告など被害者の保護と再被害防止のための措置を行います。

¹⁴ 【地域包括支援センター】

介護保険法(平成9年法律第123号)により設置される地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関。

施策の柱2 相談体制の強化

<基本目標>

相談体制の強化に取り組み、被害者一人ひとりに応じて適切に対応します

<施策の方向性>

相談環境の整備とともに専門研修の実施による相談員の質の向上に取り組みます

(1) 相談体制の充実

① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実

- 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し、相談者の思いに沿った支援のための情報提供を行うとともに、必要に応じて、市町や家庭裁判所等の関係機関において手続を行う際に同行します。
- 配偶者暴力相談支援センターは、離婚や親権、借金など様々な相談に対して、弁護士などによる専門的なアドバイスを受けられる法律相談を定期的に行います。
- 配偶者暴力相談支援センターは、相談員に対して、精神科医や臨床心理士によるスーパービジョン¹⁵を定期的の実施し、専門的な助言を行うことによって、相談員による支援の質の向上を図ります。
- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し心理担当職員によるカウンセリング¹⁶を実施するほか、必要に応じて警察の犯罪被害者カウンセリング制度の紹介や関係団体のカウンセリング窓口等を紹介します。
- DVによる犯罪被害者や性暴力被害者については、関係団体等と連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組みます。
- 若年層をはじめとした多様な方が、気軽に相談できて、適切な支援につながるようSNSの活用を検討します。

② 警察における相談業務の充実

- 警察は、各警察署に女性警察官を配置し、被害者からの相談に対して、適切な対応をとるとともに、更なる被害を防止します。

¹⁵ 【スーパービジョン】

相談員がより経験のある者に相談事例の評価・検討や、指導監督的、教育的、支援的活動を受けること。

¹⁶ 【カウンセリング】

学業や生活、人間関係などで不安や悩み、適応上の問題を持つ人に対して、心理学的な専門知識や経験に基づいて助言・援助すること。

③ 外国人、高齢者、障害者等に対する相談環境の整備

- 外国人である被害者からの相談に対し、的確で正確な通訳対応ができるよう、通訳者を派遣したり、外国人相談窓口を設置するなど、関係団体と連携し、外国人被害者の相談体制の充実を図ります。
- 外国人である被害者や障害者である被害者に対して、外国語や点字・音声、手話等による支援制度の紹介や、自立支援のための情報提供を図ります。
- 外国人、高齢者および障害者を対象とした相談機関と配偶者暴力相談支援センターの連携を強化するために、相談員を対象とした研修を実施し、DV理解を促進します。

④ 若年女性等に対する相談環境の整備

- 若年女性のコミュニケーション手段として広く普及しているLINEによる相談窓口を設け、これまで相談に繋がりにくかった若年女性が相談しやすい環境を整えていきます。
- 思いがけない妊娠、経済的困窮、性暴力などのさまざまな理由により、妊娠・出産について身体的、精神的な悩みや不安を抱えた妊婦が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用し、支援機関に繋ぐ体制を整備することを目的とした相談支援事業を実施します。

(2) 加害者からの相談対応

① 加害者相談の実施

- 被害者支援と並行して、加害者が自らの責任を自覚し、暴力を振るうべきでないと気づくことができるよう加害者相談に取り組みます。

② 加害者への再発防止に向けた取組

- 国において行われた調査研究の結果を踏まえ、他都道府県の動向を把握するとともに、民間団体における加害者プログラムなどの活用も含め再発防止のための取組を実施します。

(3) 相談員の質の向上

① 相談対応者のスキルアップを図る研修および啓発

- 被害者相談窓口において、的確な相談対応ができるよう、相談員に対して、DV対応マニュアル等を提供するとともに、DV対応の専門性を高め、相談対応の質の向上を図るための専門研修を実施します。
- 市町の様々な相談業務に関わる職員、家庭裁判所調停委員、民生委員児童委員、弁護士、医療保健関係者等でDVを発見したり、被害者から相談を受けたりする立場にある者を対象に、被害者に適切な対応がとれるよう、研修や啓発を行います。
- 警察は警察職員にDV対応に関する研修等を実施します。
- 市町の各相談窓口において、被害者の立場に立った的確な対応ができるよう、相談員等が参加する研修会や会議において、被害者支援の情報や助言を行うなどの支援を行います。
- ケースの複雑化・多様化が進むなか、被害者のさまざまなニーズに応じて適切に対応するために、相談機関のネットワーク化を図るとともに、相談員を対象に、より専門性を高め、技術の向上を図るための専門研修を実施します。

施策の柱3 被害者の安全確保および保護体制の充実

<基本目標>

被害者の状況に応じた適切な保護等の実施により、被害者の安全を確保します

<施策の方向性>

一時保護体制の充実や保護命令制度の利用に対する支援等に取り組みます

(1) 個人情報の保護

① 住民基本台帳閲覧制限等に対する円滑な手続

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の住民基本台帳の閲覧等の制限¹⁷にかかる手続が円滑に行われるよう、警察や福祉事務所、市町の担当課と連携して、的確な情報提供を行います。
- 閲覧制限事務に関わる諸課題について検討し、また、滋賀県戸籍住民基本台帳事務協議会の研修などにおいて助言等支援をします。

② 情報管理の徹底

- 関係機関や職務関係者に対し、滋賀県DV防止対策・困難女性支援調整会議や研修の場を通じて、被害者に関する秘密の保持や個人情報の管理の徹底を図ります。

(2) 緊急時の安全確保

① 被害者の安全確保

- 被害者は命の危険にさらされる等、危険な状況にあるため、一時保護所¹⁸や一時保護委託施設¹⁹の場所が特定されないよう、情報の管理には十分に配慮し、警察をはじめとする関係機関と連携しながら被害者の安全確保を行います。
- 加害者が被害者を追ってくる等、被害者へ危害が及ぶおそれがある場合は、必要に応じて、一時保護所に警備員を配置し、被害者の安全確保を図ります。

¹⁷ 【住民基本台帳の閲覧等の制限】

DVやストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的による利用を制限する制度。

¹⁸ 【一時保護所】

保護・援助を要する女性を一時的に保護するところ。

¹⁹ 【一時保護委託施設】

県が一時保護業務を委託している施設。

② 警察等関係機関との連携

- 警察は、加害者の検挙のほか、加害者への指導警告など被害者の保護と再被害防止のための措置を行います。

(3) 一時保護等体制の充実

① 一時保護所入所者に対する心理的ケアの実施

- 精神科医や心理療法担当職員によるカウンセリングを実施するなど、個々の状況に応じた適切な支援に努め、入所者の緊張と不安を和らげます。
- 一時保護所の生活は個人による活動が基本となることから、余暇活動の充実や生活環境の改善を図るとともに、退所時にはアンケート等を実施することにより、利用者の意見を把握し、取組への反映に努めます。

② 外国人、高齢者、障害者である被害者に応じた一時保護

- 被害者の心身の状況に応じた一時保護を行うため、県・市町の障害者、高齢者虐待担当課等の関係機関と連携しながら対応します。
- 外国人である被害者の一時保護に対応できるよう、外国語による説明書を作成し、保護中に安心した生活ができるよう対応します。

③ 地域の社会資源を活用した被害者への支援の強化

- 被害者等の事情や施設の制約等で避難が難しい被害者へ対応するため、地域の社会資源を活用した多様な一時保護受入れ先や一時避難先の検討を行い、確保に向けた取組を進めます。

④ 県域を越えた連携体制づくりへの調整

- 被害者の状況によって、遠隔地への避難が必要な場合には、適切な保護が実施できるよう他の自治体との連携を図ります。

(4) 保護命令制度に関する支援の充実

① 制度の理解促進

- DV防止法の改正により保護命令制度の該当要件が拡充されたことについて、関係機関と連携し、県民に周知します。
- 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令発令後の留意事項について、被害者とその関係者に対して情報提供を行います。

② 関係機関との連携による支援

- 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令制度の利用について、情報の提供・助言・裁判所への同行および関係機関への連絡などの支援を行います。
- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者本人の意思を尊重し、遠隔地への避難を検討するなど、保護命令を踏まえた今後の支援方針について、関係機関と連携しながら、被害者の状況に応じた保護を図ります。
- 警察は、保護命令申立等の際の被害者の安全確保や同行支援について、配偶者暴力相談支援センターや企業・団体と連携し、支援を行います。

施策の柱4 被害者の生活の安定に向けた切れ目のない支援

<基本目標>

被害者の安全・安心を確保し、安定した生活を送ることができるようにします

<施策の方向性>

関係機関と連携し、住宅の確保や、経済的支援、就業支援、心理的ケアなど、切れ目のない支援に取り組みます

(1) 継続的な心理的ケア

① 被害者カウンセリングの充実

- 配偶者暴力相談支援センターは、心理担当職員によるカウンセリングを実施するほか、必要に応じて、警察の犯罪被害者カウンセリング制度の紹介や関係団体のカウンセリング窓口等を紹介します。また、DVによる犯罪被害者や性暴力被害者については、関係団体等と連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組みます。

(2) 住宅の確保および入居支援

① 県営住宅への入居支援

- 県営住宅の優先入居²⁰に関する情報や入居者募集に関する情報について、配偶者暴力相談支援センターや市町の相談窓口を通じて、被害者に情報提供します。
- 被害者の速やかな避難と住居確保のため、県営住宅の目的外使用による活用について、関係部局が連携して取り組みます。

② 民間賃貸住宅等への入居支援

- 被害者が自立するにあたって、民間住宅の賃貸契約の保証人が確保できない場合については、身元保証人確保対策事業による支援を行います。
- 被害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅²¹)の登録や居住支援法人²²の活動を促進するとともに、市町および関係団体との情報共有・連携により、地域に応じた効果的な支援につなげます。

²⁰ 【県営住宅の優先入居】

県営住宅では、入居者募集時に応募が重複した住戸に対して抽選を実施しており、被害者や母子家庭等には倍率優遇制度(抽選番号を2つ付与)を設けている。被害者は、子ども家庭相談センター所長の証明書または裁判所の保護命令決定書の写しの提出が要件。

²¹ 【セーフティネット住宅】

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅。

²² 【居住支援法人】

住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

(3) 就業に関する支援

① 就業の支援

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親を対象に、家庭や就業、求職の状況や課題を把握し、きめ細かな就業支援を行います。
- 滋賀マザーズジョブステーション²³において、キャリアカウンセラーによる就業にいたるまでの個別相談やアドバイスを行うなど、ワンストップで女性の就業を支援します。

② 就職に向けた技能・知識の習得のための支援

- ひとり親家庭の親を対象に、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、職業的自立を支援します。

③ 就職時の身元保証

- 被害者が自立するにあたって、就職の際の保証人が確保できない場合については、身元保証人確保対策事業による支援を行います。

(4) 安心・安全に暮らすための生活支援

① 被害者の状況に応じた経済的支援

- ひとり親家庭に対し、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金の制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮する等、適正な支給事務を行います。
- 離婚協議開始前の父母等に対し、親子交流・養育費の取決めについて学ぶ講座の開催や公正証書の作成支援、養育費の取決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行い、離婚後のひとり親が子どもを養育するために必要な費用を確保することで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

② 地域で生活を行うための各種支援

- 配偶者暴力相談支援センターは、離婚や親権・借金など被害者が抱える様々な課題に対して、弁護士などによる専門的なアドバイスを受けられる法律相談を定期的に行います。

²³ 【滋賀マザーズジョブステーション】

出産や子育て等による離職後、再就職を希望する女性や、仕事と子育ての両立に悩む女性、社会へ一歩踏み出したい女性などを支援する無料の就業支援窓口。

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者から国民年金に関する相談があった場合は、個別の内容に応じて、年金制度についての情報を提供するとともに、被害者が居住する市町担当窓口の案内や手続に必要な書類を発行します。
- 配偶者暴力相談支援センターは福祉事務所と連携し、生活保護制度、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金などの生活支援につながるよう取り組みます。
- 健康保険は、保険の種類によって所管する機関が違うことから、的確な情報が被害者に提供され、円滑な事務手続が行われるよう、健康保険事務担当機関と配偶者暴力相談支援センターとが連携します。

③ 女性自立支援施設における支援

- DVに悩んでいる女性、身体的・精神的障害のある女性、貧困等を理由に生きづらさを感じている女性に対して心のケアや自立に向けた中長期的な支援を行うために、女性自立支援施設の今後のあり方について、民間団体等との連携を含め検討を行います。

1 施策の柱5 子どもの安全・安心を確保する支援

2 <基本目標>

3 適切な一時保護等の実施により、子どもの安全、安心を確保します

4 <施策の方向性>

5 DV対応と児童虐待対応の連携や一時保護中の学習支援や心理的ケア等により
6 子どもに対する支援に取り組みます

7 (1) 児童虐待から子どもを守る取組

8 ① 市町要保護児童対策地域協議会への参画

- 9 ○ 配偶者暴力相談支援センターは被害者と子どもの適切な保護・支援を実施するた
10 め、必要に応じて市町要保護児童対策地域協議会²⁴への参画を行います。

12 ② 相談機関による継続的な支援

- 13 ○ 被害者と同居する子どもに関しては、配偶者暴力相談支援センターと、子ども家
14 庭相談センター(児童相談部門)、子ども家庭相談室(県健康福祉事務所)、市町の児
15 童虐待相談担当課などが連携し、地域での切れ目のない支援を進めます。

17 ③ 継続的な見守り活動の推進

- 18 ○ DV家庭や、一時保護所を退所した家庭等に対して、地域における継続的な見守
19 り体制が整えられるよう、研修の実施やパンフレットの配布等を通じて、民生委員
20 児童委員のDVへの正しい理解を深め、継続的な見守り活動を推進します。

22 (2) DV対応と児童虐待対応の相互理解・連携の促進

23 ① DV対応と児童虐待対応の相互理解を目指した研修の実施

- 24 ○ DV対応職員と児童虐待対応職員がDVおよび児童に関する知識を習得する
25 ことができる研修を実施し、相互理解を図ります。

27 ② DVに対応する機関と児童虐待に対応する機関の連携強化

- 28 ○ 子ども家庭相談センターや子ども家庭相談室、市町の児童虐待相談担当課等と配
29 偶者暴力相談支援センターが連携し、必要に応じて子どもへの心理的なケアを実施
30 します。

²⁴ 【市町要保護児童対策地域協議会】

児童福祉法第25条の2に基づく法定協議会で、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関がチームとなって児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援の内容に関する協議・調整を行う組織。

(3) 被害者の子どもに対する支援

① 一時保護中の学習支援や心理的ケア

- 被害者の同伴児に対して、子ども家庭相談センターと連携して、学習支援や児童心理司による面接を行います。

② 安全で円滑な転校(園)手続

- 教育委員会および学校、幼稚園は、転校(園)手続の簡素化に努めるとともに、被害者等に係る情報の保護を徹底します。

③ 保育所等への入所

- 被害者の子どもが保育所等に入所する際に、住民票の異動手続がなくても入所できるよう、またひとり親家庭については優先的に入所できるよう、市町と協力して行います。

④ 一時保護施設退所後の支援

- 子ども家庭相談センターは、市町の児童虐待相談担当課、子ども家庭相談室(県健康福祉事務所)との連携による日常的かつ継続的な支援に引き続き取り組みます。
- ひとり親家庭の子どもに対し、子どもの生活・学習支援事業により、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行います。
- DVを理由とした離婚の場合、面会交流の際には、被害者が恐怖や困難を感じることもあるため、その支援のあり方について検討します。

1 施策の柱6 関係機関・団体等との連携

2 <基本目標>

3 関係機関等と連携し、基本理念にある目指す社会を実現します

4 <施策の方向性>

5 市町、関係機関等と連携協力し、社会全体で効果的なDV防止対策に取り組みます

7 (1) 市町との連携

8 ① 円滑な連携に向けた体制づくりの推進

- 9 ○ 被害者へのより効果的な援助を図るための市町DV対策担当者会議を開催し、市
- 10 町との円滑な連携を目指します。
- 11
- 12 ○ 県内の全市町において、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する協
- 13 議会が設置されるよう、情報提供や助言等を行います。
- 14
- 15 ○ 配偶者暴力相談支援センターは、福祉事務所と連携し、被害者の自立に向けて
- 16 必要な連絡調整を図ります。
- 17
- 18 ○ 子ども家庭相談室(県健康福祉事務所)や市町保健センターは、子どもの健診や相
- 19 談活動において被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センターなどに円
- 20 滑につなげられるよう連携します。
- 21

22 ② 市町のDV対策基本計画の策定支援

- 23 ○ 県内の全市町において、DV防止法に基づく基本計画が策定されるよう、引き続
- 24 き必要な情報提供や助言等を行います。
- 25

26 (2) 企業・団体との連携

27 ① 県民に対する未然防止啓発への取組

- 28 ○ DVの未然防止のため、企業・団体等の協力を得て、積極的な広報啓発に取り組
- 29 みます。
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35

（３） 関係機関・団体とのネットワークの構築

① 被害者の状況に応じた柔軟な対応

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援に関わる関係団体に対し、裁判所や弁護士事務所などへの同行支援や自立支援の協力を求めるなど、被害のニーズに応じて柔軟に対応します。

② DV対策のネットワークの構築

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者と同伴児の心身の健康回復に向け、子ども家庭相談センター(児童相談部門)をはじめとする児童虐待に対応する機関や、医療機関、保健所、市町保健センターなどとの連携を強化します。
- 福祉、教育、人権、警察、医療、司法、関係団体等による「滋賀県DV防止対策・困難女性支援調整会議」を開催し、実践的なDV対策の総合的施策のあり方等について検討します。

数値目標一覧

指 標		現状	目標
		令和6年度	令和11年度末
1 (新)	DVの相談窓口を知らない県民の割合 【柱1 関連】	43.8%	20%
2 (新)	デートDVの「内容まで知っている」 人の割合 【柱1 関連】	47.0%	80%
3 (新)	DVと児童虐待の一体的な啓発活動に 協力する民間団体・企業数 【柱1 関連】	—	100か所
4 (新)	女性相談支援員の設置市町数 【柱2 関連】	9市	全市町 (19市町)
5 (新)	女性相談支援センター一時保護利用中 の支援内容における満足度 【柱3 関連】	—	70%
6 (新)	「DV被害者」を支援対象に含む居住支 援法人の指定法人数 【柱4 関連】	7法人 ※R5年度	10法人
7	DVおよび児童虐待に関する相互理解 研修を受講した担当課職員数 【柱5 関連】	224人 ※R5年度	300人
8 (新)	法定協議会の設置市町数 【柱6 関連】	1市	全市町 (19市町)
9	基本計画を策定している県内市町数 【柱6 関連】	17市町	全市町 (19市町)

第5章 計画の推進に向けて

1 行政、関係機関、県民の果たす役割

(1) 行政の役割

- 本計画に基づき、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援のため、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、行政のみならず、県民や関係機関・団体の取組に負うところが大きいことから、それぞれの役割が十分に果たされるよう情報提供等必要な支援を行います。
- 被害者に対して、個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。
- 市町に対しては、情報の共有や連携、助言を通じて、DV施策が円滑に実施できるよう支援します。
- 被害者にとって身近な行政主体である市町においては、関係機関・団体等との連携のもと、住民ニーズに対応したきめ細かなDV防止施策に取り組むことが求められます。

(2) 関係機関の役割

- 関係機関・団体は、被害者の状況に応じたきめ細かな支援を実施するために、県や市町と積極的に連携することが求められます。

(3) 県民の役割

- 一人ひとりの人権が尊重され、安全に安心して暮らせて、幸せを実感できる社会を実現するために、DVが犯罪行為を含む重大な人権侵害であり子どもに対する虐待でもあるという認識のもと、DVを社会的な問題として捉え、DVの未然防止と早期発見に取り組むことが期待されます。

2 計画の推進体制

- 国、県、市町、関係機関・団体等が相互に連携を図りながら、DV防止対策の総合的な施策の推進に取り組みます。
- 県の関係部局等が相互に連携し、総合的な取り組みを進めます。

1 3 点検評価・進行管理・計画の見直し

2 (1) 点検評価・進行管理

3 計画の推進にあたっては、P D C Aサイクル(計画－実施－評価－改善)の考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、調査・検討を行い、滋賀県D V防止対策・困難女性支援調整会議等において、点検・評価します。

8 (2) 計画の見直し

9 国の制度改正やD Vを取り巻く社会情勢の変化に対応するため、計画の内容について、必要に応じて見直しを行い、見直し結果を施策に適切に反映します。